

佐世保工業高等専門学校広報戦略室規程

(令和8年3月27日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校IR・戦略推進センター規則第4条第3項の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校広報戦略室（以下「広報戦略室」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 広報戦略室は、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）の広報全般の整備及び充実を図り、広報を積極的にかつ戦略的に遂行することを目的とする。

(業務)

第3条 広報戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 広報戦略の立案及び実行に関すること。
- 二 広報全般（入試広報を含む。）の企画及び制作に関すること。
- 三 広報誌の立案、編集及び発行に関すること。
- 四 本校ウェブサイト及び本校公式ソーシャル・ネットワーキング・サービスの管理及び運用に関すること。
- 五 報道関係機関への情報提供及び連携に関すること。
- 六 その他、広報戦略に関すること。

(組織)

第4条 広報戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 広報戦略室長（以下「室長」という。）
 - 二 筆頭副校長
 - 三 情報基盤センター員 1名
 - 四 総務課長
 - 五 学生課長
- 2 室長は、学生募集室長をもって充てる。
 - 3 室長は、広報戦略室に関する業務を統括する。

(事務)

第5条 広報戦略室に関する事務は、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、広報戦略室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。